

## 第4章 計画の実現に向けて

### 1 町民、民間事業者等との協働・連携

本計画における住宅施策を推進するためには、計画の策定主体である当別町だけではなく、町民、住生活づくりに携わる民間事業者や、公共では担えないきめ細やかな取り組みを担う住民参画の関連団体などとの協働・連携が不可欠です。

各主体が本計画の目標を共有し、それぞれの役割分担のもと、相互に協働・連携しながら計画を推進していく必要があります。

#### (1) 町民

町民が住宅づくりの主役として、今後における住生活の質の向上について関心を持ち、理解を深め、積極的に取り組めるよう情報提供等を行っていきます。

また、住宅が持つ社会的資産の側面を理解し、景観や安全性等の質の向上に努めるとともに、地域で誰もが安心して住むことができるよう、良好なコミュニティの形成や災害時の相互扶助の推進について、関連部署と連携して支援していきます。

#### (2) 民間事業者及び関連団体等

住宅は、暮らしを支える基盤であるとともに、そこに住む町民の生命に係わる重要な役割を担っていることから、民間事業者及び関連団体等は、法令を守り、社会的責任を認識し、町民との信頼関係の構築を図り、良質な住宅の供給を行うことが重要です。

そのため町は、民間事業者や関連団体等と一体となって、住宅施策に関する取り組み、地域に密着したまちづくりを推進していくことができるよう、情報提供や技術等の普及、啓発に努めます。

#### (3) 当別町

住宅のセーフティネットの確保と向上を図り、高齢者や子育て世帯、学生との関わりなど、福祉やまちづくりと連携して総合的な住宅施策を推進します。

また、住宅や住環境に関する情報提供、技術等の普及や啓発に努めます。

### 2 関係機関等との連携

本計画を実現するためには、国や北海道、その他の関係機関などと連携を図りながら、当別町の地域特性に応じた住宅施策を進めることが重要です。

### 3 庁内の取り組み体制

本計画における住宅施策を推進するためには、住宅分野のほか、都市計画、高齢福祉、子育てなど、様々な分野と連携して取り組みを進めていく必要があります。

施策ごとに想定される関係部署を以下のとおり設定し、計画の進行管理を行うとともに、相互に連携しながら取り組みを進めていきます。

#### 【基本目標1】当別町に住み続けられる住生活

施策の展開	主な施策	想定される関係部署
【1】 若い世代等が 住み続けたい 住宅・住環境づくり	・親世帯等の近隣への居住、二世帯住宅等による定住促進の検討	建設課、事業推進課
	・公共賃貸住宅（子育て世帯向け等）の建設	建設課
	・戸建て分譲の促進	建設課
	・民間住宅の有効利用の検討	セールス戦略課
	・住宅取得を促す支援の検討	建設課、事業推進課
	・教育環境や自然環境等、多様な視点で子育てしやすい環境づくりの検討	事業推進課、教育委員会
	・近自然型住宅地への定住・移住に向けた取り組みの推進	セールス戦略課、事業推進課
	・学生のニーズに合った住環境や生活支援等の充実と町内居住の促進	企画課、セールス戦略課
・外国人居住者に配慮した案内、情報発信等の推進	関係各課	
【2】 高齢期になっても 暮らし続けられる 住環境づくり	・安心して住み替えられる仕組みづくりの検討	建設課
	・サービス付き高齢者向け住宅等の整備に関する支援の検討	建設課
	・高齢者等の玄関先から公道までの除雪サービスの活用	介護課
	・高齢者の生活活動を考慮した、生活利便性確保に向けた検討	建設課、介護課
	・暮らしを支える地域コミュニティの活性化に向けた支援の検討	住民課

【基本目標2】安心して暮らせる良質な住宅ストック

施策の展開	主な施策	想定される関係部署
【1】 安全に暮らせる 住まいづくり	・北方型住宅の普及啓発	建設課
	・住宅のユニバーサルデザイン、バリアフリー化の推進	建設課
	・既存住宅の耐震診断、耐震改修の促進	建設課
【2】 住宅ストックが 円滑に循環する 仕組みづくり	・北方型住宅の普及啓発【再掲】	建設課
	・住宅性能表示制度の周知	建設課
	・住宅リフォームの促進	建設課
	・空家等の発生抑制及び危険空家の適正管理に向けた啓発	環境生活課
	・空家等の活用方策の検討	建設課
【3】 町民生活の安定を 支える住まいづくり	・公的住宅の在り方に関する検討	建設課
	・住み替えによるミスマッチ解消の仕組みづくりの検討	建設課
	・町営住宅の計画的な建替え、団地の集約・統合	建設課
	・適正な改善や修繕による町営住宅等の長寿命化の推進	建設課

【基本目標3】当別町の個性を活かした住生活

施策の展開	主な施策	想定される関係部署
【1】 中心市街地との 一体的な住宅・ 住環境づくり	・居住誘導区域等への居住誘導の推進	建設課、事業推進課
	・都市機能誘導区域等における利便性の向上	事業推進課
【2】 雪や災害に強い 住環境づくり	・積雪や環境に配慮した町営住宅等の整備の推進	建設課
	・高齢者等の玄関先から公道までの除雪サービスの活用【再掲】	介護課
	・ハザードマップの町民への周知、啓発	危機対策課
【3】 自然と共存する 住環境づくり	・BIS 及び BIS-E の取得支援	建設課
	・住宅における省エネ設備導入に対する助成の検討	建設課
	・住宅における再生可能エネルギー活用に向けた検討	建設課、エネルギー推進室

## 4 適切な進行管理

本計画を実現するために、施策に関する取り組みや関連する計画の進捗などについて、概ね5年ごとに、計画全体の見直しを実施します。

また、適宜、関係部署と情報交換や確認を行い、必要に応じて、計画内容の見直し等を行います。